

情報

応援します！
空き店舗出店補助

市では、市内中心市街地などの活性化と空き店舗へ出店する人を応援するため、本年度も補助制度を設けています。出店への支援については、制度内容を改正し、活用しやすくなりました。また、店舗部分と住宅部分が一体となっているため、店舗部分を貸し出すことができない人、分離工事をしたいが資金面で工事ができていない物件所有者の人についても、分離工事費の補助を行っていますのでご相談ください。

■補助金交付条件（出店支援）

対象店舗 大通り・芝町通り・一番町駅前通りなどに建物が面した1階部分で、原則1カ月以上空き店舗となっている店舗。

※補助金額・補助制度の詳細は市ホームページ

☎三島商工会議所 ☎ 975・4441

☎商工観光課 ☎ 983・2655



▲市ホームページ

情報

市内飲食店等応援キャンペーン
アプリでテイクアウト

■対象商品 300円引きキャンペーン！

テイクアウトオンライン注文アプリ「menu」にて、市内参加飲食店などの対象商品をご注文の人に、1商品注文ごと300円割引するキャンペーンを行っています。各店舗先着50個限定。

キャンペーン期間 5月1日(土)～6月30日(水)

※対象店・対象商品は三島商工会議所ホームページからご確認ください。

■参加事業者募集中

参加事業者のアプリ利用コストや上記キャンペーン割引額などの補填を行います。

参加申込期限 5月31日(月)

※申し込み・詳細は三島商工会議所ホームページ。

※先着順、予算上限に達し次第終了。

☎三島商工会議所 ☎ 975・4441



▲アプリダウンロード



▲商工会議所ホームページ

情報

補助制度をご利用ください
家庭での地震対策はできていますか？

東日本大震災では、原因の判明した火災のうち「通電火災」が過半数を占めていました。「通電火災」は、地震発生時に停電したものの、ブレーカーを落とさずに避難したことから、不在の間に復電し、倒れた電気ストーブや破損したコンセントから発火する現象のことです。また、阪神・淡路大震災では、負傷者の4割以上が「家具の転倒」によるものでした。コロナ禍でお家で過ごす機会が増えている今こそ、平常時からの家庭での備えが重要です。

☎・☎危機管理課 ☎ 983・2650

| | 地震の揺れを感知して自動でブレーカーを遮断！ 「感震ブレーカー設置事業費補助金」 | その家具倒れてきませんか？ 「家具転倒防止事業」 |
|--------------|---|---|
| 補助対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ●自ら所有、または居住する市内住宅に設置する人（賃貸住宅の場合、当該住宅の居住者） ●市内に新築する一戸建ての住宅に設置する人 | <ul style="list-style-type: none"> ●満65歳以上のみの世帯など（年度内に満65歳に達する人を含む） ※自力では家具の固定器具の取付けが困難な世帯を対象（詳細は危機管理課まで） |
| 補助対象 | 購入および設置工事に要する経費 | 家具の取付け費用(5品まで)※取付け器具は自己負担 |
| 補助額 | 既存住宅: 2/3 以内で千円未満を切り捨てた額(上限: 2万5千円) 新築: 1万円  | 市の指定業者が、5品まで無料で家具固定を行います  |

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

令和3年度から

65歳以上の介護保険料・納期限が変わります

65歳以上の人の介護保険料は、介護保険サービスにかかる費用などに応じて市区町ごとに決まり、その額は3年ごとに見直されます。令和3～5年度の介護保険料は、従来の方式を基本としつつ、介護給付費の増加により、下記のとおり改定しました。

| 所得段階 | 所得区分 | 平成30～令和2年度 (改定前年額) | ▶ | 令和3～5年度 (改定後年額) |
|-------|--|-----------------------|---|--------------------|
| 第1段階 | ・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | ※24,700円(16,500円) | ▶ | ※29,000円(17,400円) |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円より多く120万円以下の人 | ※38,500円(24,700円) | ▶ | ※40,600円(26,100円) |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で、第1段階および第2段階以外の人 | ※41,200円(38,500円) | ▶ | ※43,500円(40,600円) |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | 49,500円 | ▶ | 52,200円 |
| 第5段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人 | 55,000円 | ▶ | 58,000円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人 | 60,500円 | ▶ | 63,800円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人 | 68,700円 | ▶ | 72,500円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上200万円未満の人 | 71,500円 | ▶ | 75,400円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人 | 85,200円 | ▶ | 89,900円 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人 | 96,200円 | ▶ | 101,500円 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上の人 | 112,700円 | ▶ | 118,900円 |

※第1,2,3段階については、公費による負担軽減があり、負担軽減後の額を括弧内に記載しています。負担軽減額は各年度ごとに異なるため、平成30年度～令和2年度における負担軽減後の額は、令和2年度の額を記載しています。

■介護保険料の納期限も市税等の変更に合わせて下記のとおり変わります

令和3年度から

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------|----|----|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|----|
| 介護保険料 (普通徴収) | | | | 第1期 31日 | 第2期 31日 | 第3期 30日 | 第4期 31日 | 第5期 30日 | 第6期 31日 | 第7期 31日 | 第8期 末日 | |

※納期限が金融機関の休日にあたる場合は、その翌営業日が納期限となります

■介護保険料の減免について

災害や経済的理由などにより生計維持が困難な人への減免を行っています。対象者は、世帯の生計を主として維持する者の収入が失業などにより著しく減少した場合や、住民税非課税世帯で、生活保護基準額程度の収入、預貯金が100万円未満であるなどの一定の要件に該当する人です。納付困難な人はご相談ください。

■介護保険の事業者および利用者の皆さんへ

令和3年4月1日から介護報酬やその単価などが改定されますのでご注意ください。なお、利用者の改定後の金額などについては、各事業所へご確認ください。

介護保険課 ☎ 983・2607